

国官総第 2 6 3 号  
国官会第 4 9 5 号  
国地契第 3 8 号  
国官技第 9 2 号  
国営計第 5 4 号  
平成 1 8 年 7 月 1 1 日

最終改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 国官総第 7 0 7 号  
国官会第 2 4 7 8 号  
国地契第 6 1 号  
国官技第 3 4 6 号  
国営計第 1 1 1 号

各地方整備局

総務部長  
企画部長 あて  
営繕部長  
港湾空港部長

大臣官房会計課長  
地方課長  
技術調査課長  
公共事業調査室長  
官庁営繕部計画課長

総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について

地方整備局発注工事について、総合評価方式における技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保することについては、「平成 1 8 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成 1 8 年 4 月 1 9 日付け国官総第 4 8 - 2 号、国官会第 8 7 - 2 号、国地契第 5 号、国官技第 1 2 号、国営計第 1 1 号）において、別に定めることとしていたところであり、また、建設コンサルタント業務等についても、総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査を行うに当たって、同様に中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式のより一層の拡大及び充実と、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、別添のとおり総合評価委員会設置要領準則を定めたので通知する。

別添

## 総合評価委員会設置要領準則

### 第1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条第2項後段及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年国土交通省告示第983号）第2の4及び第2の7に基づき、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査・評価を中立かつ公正に行うため、地方整備局の本局に総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### 第2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 総合評価方式及びプロポーザル方式の実施方針に関すること。
- (2) 複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。
- (3) プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関すること。
- (4) 必要に応じ個別の工事又は建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定に関すること。
- (5) その他審議を要すると認める事項。

### 第3 委員会の委員及び任期等

- (1) 委員会の委員の数は、5名以上とする。なお、委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価結果等について適切に審議を行うことができる学識経験等を有する者（国土交通省（外局及び地方支分部局を含む。）の職員を除く。以下「学識経験者」という。）のうちから、地方整備局長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は1年以上とし、再任できるものとする。
- (3) 委員は、非常勤とする。
- (4) 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### 第4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## 第5 委員会の運営

- (1) 委員会は、原則として、毎年度1回以上開催するものとするほか、必要に応じ、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることが出来ない。
- (3) 委員会は非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。

## 第6 部会の設置

- (1) 委員会は、必要に応じて、事業ごと若しくは地域ごとに、学識経験者からなる部会（部会、小委員会その他名称のいかんを問わず、委員会における審議の充実のために設置されるものをいう。以下単に「部会」という。）をおくことができる。
- (2) 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、当該部会において別途定める。
- (3) 部会に属すべき委員は、委員長が承認するものとする。
- (4) 各部会には、その部会に所属する委員の互選により部会長を置く。
- (5) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (6) 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。
- (7) 委員会は、委員会としての定例会議の審議を各部会に行わせることができ、またその際の各部会による意見等をもって委員会による意見等とすることができる。

## 第7 委員の除斥

委員は、第2(2)から(5)までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

## 第8 秘密を守る義務

委員等は第2の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 第9 委員会の庶務

- (1) 委員会の庶務は、総務部〔契約課、経理調達課〕、企画部〔技術管理（調査）課〕及び港湾空港部〔品質確保室〕において処理するものとする。
- (2) 部会の庶務については、担当する本局課・室または事務所において処理するものとする。